

寄附金募集要綱

名 称	学校法人羽陽学園教育活動支援募金
募金目標額	3千万円
募集期間	平成30年（2018年）4月～2023年3月（5年間）
募集対象事業	<ul style="list-style-type: none">・学校施設設備の改修整備及び教育機器・備品等の充実を図るための経費・教育活動の振興に係る経常経費
募金の種類	個人・法人・団体
申込・振込の方法	本学園所定の寄附申込書に必要事項を御記入のうえ、銀行等金融機関（郵便局を除く）よりお振込ください。
振込先	山形銀行 <small>スズカワ</small> 鈴川支店 普通預金 702307 学校法人羽陽学園 ガク）ウヨウガクエン
寄附申込書送付先	〒990-0062 山形市鈴川町二丁目10番30号 学校法人羽陽学園 寄附金担当 宛

○御寄附をお願いする金額

- ・個人 1口 3,000円
- ・法人・団体 1口 10,000円

(できる限り、複数口でお願い申し上げます。また、一口未満の御寄附につきましても有難くお受けし、大切に活用させていただきます。)

○税制上の優遇措置

・個人の場合

特定公益増進法人への特定寄附金の所得控除、又は税額控除として、確定申告の手続きにより所得税の減免措置を受けることができます。

所得控除の計算

(寄附金合計額－2,000円) × 所得税率 = 寄附金控除額

※寄附金合計額は、年間所得金額の40%が限度額になります。

※所得税率は、年間の所得金額によって異なります。所得税率については、国税庁のホームページにてご参照ください。

税額控除の計算

(寄附金合計額－2,000円) × 40% = 寄附金控除額

※寄附金合計額は、年間所得金額の40%が限度額になります。

※寄附金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

- お振印いただいた「払込受領証」は領収書の代わりとなるものです。確定申告の手続きまで大切に保管してください。御入金を確認された後、確定申告の際に必要な「特定公益増進法人証明書(写)」(所得控除の場合)及び「税額控除に係る証明書」をお送りいたしますので、どちらか一方を使って確定申告の手続きをお取りください。

・法人・団体の場合

寄附金は受配者指定寄附となり、寄附金の全額を損金に算入できます。

- 日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄附金受領書」が領収書となり、確定申告の際、寄附金の全額を損金に算入できます。
- 事業団に振り込まれた日付が受領証の日付となります。(本学園への御入金の日付と一致しません。)

通常、寄附金をいただいてから本学園より日本私立学校振興・共済事業団へ入金し手続きがすべて完了するまで1か月半から2か月ほどかかりますので、決算期換金処理される予定の場合は、遅くとも決算月の1か月前にお振込をお済ませください。

○ 寄附の流れ

